

- 総務課 ☎ 43-1111 ●ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>
- 田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-1115・43-1147
- 田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351
- 神代出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352

- 角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309
- 西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200
- 桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001
- 上桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

市民の皆さんの声を 市政運営に活かす 「行政改革懇談会委員」 を募集します

市では、簡素で効率的な市政の実現に向けて、市の行政改革の指針となる大綱を策定しています。

この大綱の進行管理にあたり、広く市民の皆さんからの意見を反映させるために、仙北市行政改革懇談会を設置し、これからの行政改革について審議していただきます。

なお、委員は、行政運営に優れた学識経験を有する方など15人で、このうち5人を次のとおり募集します。

●募集人数／5人

住宅用太陽光発電 導入補助金

- 補助内容／1キロワットあたり5万円(上限は20万円)
※国や県の補助事業については、取扱事業所や各機関などにご相談ください。
- 問合せ／企画政策課（田沢湖庁舎） ☎ 43-1112

電気自動車用充電器 設置事業補助金

- 次世代自動車の普及で、低炭素化とクリーンな観光地づくり！
- 支援内容／充電設備機器費および設置工事費の1/2以内(1/3以内の場合)上限50万円
 - 対象者／市内に事業所を有する法人または個人事業者等
 - 問合せ／企画政策課（田沢湖庁舎） ☎ 43-1112



4月30日 夜間納税窓口開設 のお知らせ

日中、仕事などで市税を納めることができない方のために、夜間納税窓口を開設します。

また、諸事情により市税を納めることが困難な方のために納税相談窓口も併せて開設しますので、お気軽にご来庁ください。

●日時／4月30日（火）

17時15分～19時

※開設時間に都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。

●場所／税務課、角館・西木地域センター

●問合せ／税務課（田沢湖庁舎） ☎ 43-1117

※多重債務に関する相談も随時行っていますので、ご遠慮なく来庁またはご連絡ください。

仙北市 安全・安心メール にご登録ください！

配信される情報

- ◆防災情報 ◆安心情報
- ◆子育て情報 ◆学校情報

空メールで簡単登録！

toroku@anshin.city.semboku.akita.jp

akita.jp

へ空メールを送信。返信されるメールの内容に従って本登録を行ってください。

●問合せ／総合情報センター

☎ 43-3339



上下水道の 各種手続きについて

上下水道の使用を開始するとき、中止するとき、使用者の名義を変更するとき、下水道使用人数（人数制により算定されている方）を変更するときは、届出が必要です。企業局、下水道課、各地域センター、各出張所窓口（印鑑を持参の上、手続きをお願いします）。

なお、中止の手続きを忘れずと、使用しなくても基本料金は発生しますのでご注意ください。また、支払い口座を変更する場合は金融機関窓口での手続きが必要です。

●問合せ／

【水道担当】企業局

☎ (54) 2388

【下水道担当】下水道課（西木庁舎）

☎ (43) 2296

- 応募資格／
- ①仙北市に住所を有する方
- ②満20歳以上の方（平成25年4月1日現在）
- ③行政改革に関心のある方
- ④平日の昼間に開催する会議に参加できる方

※ただし、国または地方公共団体の議員・職員は除きます。

●募集期間／平成25年4月16日（火）～25日（木）

●応募方法／所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、持参・郵送・FAX・メールにより応募してください。記載事項は、氏名、住所、生年月日、職業などのほか、行政改革に関するご意見等です。（応募書類は返却しません。また、応募者の個人情報、選考のため以外には使用しません）

●選考方法／応募された書類により、審査のうえ決定します。※ただし、定数を超える応募があった場合、仙北市の他の協議会、審議会等の委員になつていない方を優先します。

●任期／2年間

●応募用紙／応募用紙は、企画政策課と各地域センターに用意しています。仙北市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

●応募先・問合せ／

〒014-1298

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

仙北市役所 企画政策課

政策推進係

☎ (43) 1112

FAX (43) 1300

E-mail kikaku@city.semboku.akita.jp

キレイな水で快適な暮らしを 水道加入のお願い

①安全で安心な 水道水のご利用を

市の水道に加入すると、24時間安心して水道水が利用できます。法に定められた水質検査を行っていますので、安全で安心な水道水が利用できます。

水道が利用できる地域にお住まいで、まだ加入していない方は、安心して利用できる市の水道への切り替えをお願いします。

②水道を利用するには

新たに水道を利用するためには、給水装置工事が必要です。工事は市指定工事店が行います。指定工事店以外の事業者が、工事を行うことはできませんので、ご注意ください。

工事を行うときは、企業局への「給水装置工事申込み」が必要ですが、お客様が指定工事店にお申し込みいただくことにより、この手続きを指定工事店が代行します。工事費用は、お客様の負担となります。

行政相談委員が委嘱されました

4月1日付けで、次の3人の方が、総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。

行政相談委員は、国の仕事などについての苦情や意見・要望を受け付け、皆さんと関係行政機関との間に立って、その解決を図る「行政と住民のパイプ役」です。それぞれ自宅で相談を受け付けているほか、毎月第2水曜日（13時～16時）に神代出張所、毎月第3水曜日（13時～16時）に田沢湖総合開発センターで、定例相談所を開催していますので、お気軽にご相談ください。

【行政相談委員】

◆難波輝子 ☎ (43) 0782

田沢湖生保内字水尻7

◆大染進 ☎ (53) 2690

角館町七日町34

◆小西範子 ☎ (49) 2154

西木町上桧木内字中泊97

●問合せ／総務課（田沢湖庁舎） ☎ (43) 1111



ります。詳しくは企業局へお問い合わせください。

水道を利用されている 皆様へのお願い

水道料金は毎月、市で委託した検針員がお客様のお宅のメーターを検針し、それをもとに料金を決定しています。水道のメーターボックスは、お客様に管理していただくことになっていますので、検針員が安全・正確に検針できるようにご協力をお願いします。

①正確に検針できるように、メーターボックスの中を清潔に保ってください。

②メーターボックスの上には、物を置かないようにしてください。

③犬が、出入り口やメーター付近に近づかないように配慮してください。

④上記以外にも、安全で正確な検針のために、検針員からお客様へご協力をお願いする場合がありますので、よろしくお願ひします。

●問合せ／企業局

☎ (54) 2388

- 総務課 ☎ 43-1111 ●ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>
- 田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-1115・43-1147
- 田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351
- 神代出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352

- 角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309
- 西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200
- 桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001
- 上桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

雇用創出制度のお知らせ

従業員の雇用をお考えの皆様
ぜひ事業のご活用をご検討くださ
い。

いずれも、ハローワークの紹介
により雇用対象者を雇い入れるこ
が必要で。

【単独事業】

- ①緊急就職サポート事業
離職者等を雇用し、OJTとO
FF・JTを組み合わせた研修を
行い研修終了時までに対象者を正
規雇用する場合、人件費と研修費
を交付します。

◆OJT＝日常の業務に就きなが
ら行う教育訓練

OFF・JT＝通常の業務を一
時的に離れて行う教育訓練

◆研修期間：自安となる金額

3か月：50万円

6か月：100万円

12か月（1年）：200万円（上
限額）

※参考／1人雇用当たりの交付金
額

※事前に事業計画の提出が必要で
す。

9

②正規雇用奨励事業

事業主都合離職者の安定した正
規雇用を促進するため、事業主都
合離職者を採用する企業に、正規
雇用奨励金を支給します。
※対象者1人につき50万円（国の
トライアル雇用奨励金を併用する
場合は38万円となります）

【市単独事業】

①仙北市雇用創出助成金

市内事業所が市内居住の方を正
規雇用された場合に雇用創出助成
金を交付します。

県事業との併用はできません
が、事業主都合により離職された
方を6か月以内に採用した場合に
限り県（正規雇用奨励事業）事業
との併用ができます。

※対象者一般1人につき15万円、
新卒者1人につき30万円（第1期・
2期の実績により2回に分けて交
付します）

いずれの助成制度も、それぞれ
一定要件が定められています。

詳しくは県ホームページ、市
ホームページ（トップ画面↓市民
情報↓産業・仙北市雇用創出助成
金について）をご覧ください。

●問合せ／商工課（角館中町庁舎
☎（43）3351

仙北市商店街等賑わい 支援事業補助制度を創 設しました

商店街を活性化するための自主
的な活動を通じて、市内消費の拡
大や地域振興を推進することを目
的とした補助制度です。

●補助対象者／補助を受けること
ができる団体は、商店街団体や
5店舗以上の商店で構成される
団体となります。（同業種およ
びチェーン店のみの団体は該当
しません）

●補助対象事業／商店街および商
店の振興発展に有効と認められ
る次の事業で、補助対象経費
の総額が10万円以上のものです。

①商店等の活性化のためのイベン
ト開催事業
②販売促進に結びつく催事等開催
事業

③その他市長が認める事業

●補助対象経費／賃金、報償費、
共済費、旅費、需用費（消耗品
費、印刷製本費）、役務費（手
数料、検査料、保険料、広告料）、
借上料、仮設工事費、原材料費、
その他市長が認める経費
●補助金額／補助対象経費の2分
の1以内で30万円を限度

仙北市市内産品等売込 み支援事業補助制度を 創設しました

市内の小規模企業者が、首都圏
等で開催されるイベント等に出向
いて行う市内産品の販売活動を支
援し、市内産業と商業の活性化を
図ることを目的としたものです。

●補助対象者／補助金を受けるこ
とができる要件は次のとおりで
す。

①本市に住所を有し、事業を営む
小規模企業者であること。
②市税を完納していること。

③許認可等を必要とするイベント
では、当該許認可等を受けて実
施するものであること。

●補助対象事業／補助金の交付対
象となる事業は、首都圏等で行
う販売活動のうち、次の各号の
すべてに該当するものとします。
①複数の事業者が協同して実施す

仙北市商工業起業等広 援事業が変まりました

市内の起業や業務拡張に事業経
費の一部を補助する制度です。

【交付要件】

◆事業着手前の申請であること。
◆農林漁業、金融・保険、医療・
福祉、風俗営業等の事業でない
こと。

◆市内に住所があること。

◆市内で事業を行うこと。

◆市税を完納していること。

◆他の補助制度を受けていないこ
と。

◆起業等に要する経費が20万円以
上であること。

◆改正点／次の要件を追加

◆補助対象者を中小企業基本法第
2条第5項に規定する小規模企
業者（※）であること。

※常時雇用20人以下の企業（商
業またはサービス業は5人以
下）

【対象経費】

◆施設整備費、機械等購入費、そ
の他事業開始に係る経費など

◆改正点／次の経費を追加

◆新規開業を目的とした試験出店

10

のための店舗賃借料
◆施設整備等と併せて行うホーム
ページ新規作成経費

【補助額】
●改正点／補助限度額の増額と新
設

◆新規起業／補助対象経費の2分
の1以内で対象経費300万円
以下は30万円限度、300万円
超は60万円限度

◆業務拡張／補助対象経費の3分
の1以内で対象経費300万円
以下は30万円限度、300万円
超は60万円限度

◆試験出店／補助対象経費の2分
の1以内で月額5万円以内、6
か月限度

●申込・問合せ／
商工課（角館中町庁舎
☎（43）3351



ほじょ犬（身体障害者 補助犬）にご理解を！

ほじょ犬は、目、耳や手足に障
がいのある方の生活をサポートす
る「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」
のことです。ほじょ犬は、身体障
害者補助犬法に基づき特別な訓練
を受けていて、地域で障がいのある
方と一緒に生活しています。公
共施設、公共交通機関、商業施設、
飲食店、病院などは、ほじょ犬の
同伴を受け入れることが義務付け
られています。皆さんのご理解を
お願いします。

仙北市内では、田沢湖生保内在
住の高橋保生さんが盲導犬とともに
に生活しています。ハイブリット
車等の静かな車両の発見に遅れる
こともあるこのことで、この点に
ついてもお配慮をお願いします。

●問合せ／社会福祉課（西木庁舎
☎（43）2288



高橋保生さんと盲導犬ウラン

仙北市障がい者(児)タクシー利用券給付事業について

在宅の障がい者等の外出支援を図るため、障がい者等が利用するタクシーの利用料金の一部として利用券を交付する事業を平成25年度から開始します。

利用券の交付枚数は、1か月2枚の交付で、年度内の最大交付枚数は24枚(平成25年度は5月中に申請した場合)です。

●対象者/次のいずれかに該当する方(施設入所者は除く) /
◆身体障害者手帳1級~3級をお持ちの方
◆療育手帳Aをお持ちの方
◆精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

◆特定疾患医療受給者証の交付を受けている難病患者の方

利用券の給付を受ける方は、5月から下記市役所窓口で申請してください。

●お待ちいただく物/印鑑、障害者手帳または特定疾患医療受給者証
●申請窓口/仙北市役所社会福祉課(西木庁舎)、角館地域セン

ター(角館庁舎)、田沢湖地域センター(田沢湖庁舎)、神代出張所、田沢出張所、松木内出張所、上松木内出張所

●問合せ/社会福祉課(西木庁舎) (43) 2288

健康食品の送り付け商法にご注意ください!

「購入したおぼえがないのに健康食品が送りつけられ、高額な代金を請求された」などといった相談が、秋田県内では、1年で160件ほど寄せられています。

断ったにもかかわらず一方的に送られてきた場合は、遠慮せずに配達員の方に商品の受取りを拒否することを伝えましょう。

お困りの際はお気軽にご相談ください。情報提供も受付しています。

【消費生活相談窓口】
環境防災課(角館庁舎) (43) 3308
秋田県生活センター 018(835)0999

仙北市のスポーツ推進委員を派遣します

「近頃、体が硬くなった」「運動不足かも」「ストレッチの種類を覚えたい」。そんなとき、スポーツ推進委員がお邪魔して、立位や座位などのストレッチ体操や歩き方を一緒にを行います。また、体力測定の実施などもお手伝いします。

◆みんなで楽しめる軽スポーツがあるみたいだけど...

そんなとき、スポーツ推進委員が「ベタンク」をおすすめします。大人数で玉を放り投げるゲームです。ワイワイガヤガヤと進み、最終投で大逆転もあります。ぜひ、お試しください。

約5人以上の参加者がいれば、公共施設や地域の会館などでの、いろいろな運動にスポーツ推進委員を派遣できます。

詳細は、仙北市ホームページの「市民情報」生涯学習スポーツ等 ↓スポーツ推進員派遣事業をご覧ください。どうか、スポーツ振興課へお問い合わせください。

●問合せ/スポーツ振興課(角館庁舎) (43) 3390

住民総参加型 スポーツイベント チャレンジデー

仙北市では平成25年5月29日(水)に行われる『チャレンジデー』に参加します。(今年で3回目の参加です)

今年の対戦相手は、福島県会津坂下町(あいづばんげまち、人口1万6801人、参加10回目)に決定しました。

●問合せ/スポーツ振興課(角館庁舎) (43) 3390



次の条例(案)についてパブリックコメント(意見募集)を行います

仙北市空き家等の適正管理に関する条例(案)

市では、近頃問題となっている空き家等について、適正な管理と所有者の責務・管理不全な状態の防止や解消を目的に条例制定に向けて検討を行っています。

これまで、庁舎内関係課と協議をし、また他市町村の条例等を参考に条例(案)を作成しました。

つきましては、市民の皆様から条例(案)へのご意見を募集します。

●意見募集対象/仙北市空き家等の適正管理に関する条例(案)

●募集期間/4月16日(火)~5月2日(木)

●意見募集対象者/
◆市内に住所を有する方
◆市内に事業所または事務所を有する個人および法人その他の団体

●閲覧場所/環境防災課(角館庁舎)、田沢湖地域センター、西木地域センター、各出張所、仙北市ホームページ
※施設での閲覧は、土・日曜日、祝日を除く。8時30分~17時

提出方法

◆郵送/〒014-0392

仙北市角館町東勝栄丁19番地 仙北市役所 環境防災課 宛

◆FAX/(54) 1775

◆電子メール/ kankyo@city.semboku.akita.jp

※電子メールの件名は「空き家等について」にしてください。

◆持参/仙北市役所角館庁舎1階 環境防災課

●問合せ/環境防災課(角館庁舎) (43) 3308

仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(案)

市では現在、仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定に向けて検討を行っています。

平成24年1月25日に仙北市選挙管理委員会から「選挙公営制度についての調査報告書」が提出され、「お金のからまない選挙の実現」と「候補者間の選挙運動の機会均等」を目的に、公職選挙法の規定により、市が条例を制定し、選挙運動費用の一部を公費で負担する制度の導入について検討するよう報告がありました。

秋田県内の市(12市)ではすでに導入済みであることから、市では、これを受けて、市議会全員協議会等に条例案等を提示し協議してきたところ

です。つきましては、市民の皆様から本条例(案)へのご意見を募集します。

●意見募集対象/仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(案)

●募集期間/4月16日(火)~5月2日(木)

●閲覧場所/総務課(田沢湖庁舎)、角館地域センター、西木地域センター、各出張所、仙北市ホームページ
※施設での閲覧は、土・日曜日、祝日を除く。8時30分~17時

◆郵送/014-1298

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地 仙北市役所 総務課 宛

◆FAX/(43) 1300

◆電子メール/ sonnu@city.semboku.akita.jp

※電子メールの件名は「選挙公営について」にしてください。

●問合せ/総務課(田沢湖庁舎) (43) 1111

- 総務課 ☎43-1111 ●ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>
- 田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎43-1115・43-1147
- 田沢出張所（サポートセンター） ☎43-1351
- 神代出張所（サポートセンター） ☎43-1352
- 角館地域センター（サポートセンター） ☎43-3309
- 西木地域センター（サポートセンター） ☎43-2200
- 桧木内出張所（サポートセンター） ☎48-2001
- 上桧木内出張所（サポートセンター） ☎49-2159

田沢湖一般廃棄物 最終処分場への 災害廃棄物受入れ について

岩手県野田村からの不燃系混合廃棄物受入れを、本年度次のおおりに実施する予定です。

なお、受入れについては、昨年同様、放射線量および放射性物質濃度等の測定を実施し、安全性の確認を充分に行い、その結果を市の広報とホームページに掲載しお知らせします。

- 受入期間／平成25年4月22日～12月26日
- 搬入場所／田沢湖一般廃棄物最終処分場
- 種類／不燃系混合廃棄物
- 処理数量／約4000ト
- 問合せ／環境保全センター ☎(54) 3305



ゴミ出しカレンダーの 訂正等についてお詫び

「平成25年度版ゴミ出しカレンダー」で次のとおり記載誤りまたは記載漏れがありましたので、訂正周知させていただきます。

関係者、地域の皆様には大変ご迷惑をおかけし誠に申し訳ありませんでした。

「カレンダー訂正」

問い合わせ先

鉄くず・産業廃棄物取扱い業者
村上商店電話番号

誤 (53) 2846

正 (53) 2845

「カレンダーへの記載漏れ」

●角館第1グループ

6月28日（金）可燃

●角館第3・4グループ

12月3日（火）可燃

●問合せ／環境保全センター
☎(54) 3305

『そんな未来はイヤ!』

仙北市長

門脇 光浩

4月1日、市役所3庁舎と病院を巡り、年度始めの職員訓辞を行いました。日常業務での心構えだったり、25年度の課題だったり…。特に「まちづくり」については、次にお話ししました。市民の皆さんと共有したい思いです。

※

まちづくりで大切なことは、守るべきを守る決意、新たな価値の創出、そして判断のタイミングです。簡単にまとめると、守ること・生み出すこと、決断すること、になると思います。市役所の業務は、日常が創造的でなければいけません。市役所はまちづくりの最前線ですから、前例踏襲などモッテノホ力です。視点を変え工夫を凝らしていただろう。

仕事は、誰かを幸せにするものでなければいけない、そう思っています。市役所の仕事は、市民が幸せにならなければなりません。

自身が幸せになるには、他人様を幸せにするしかないのです。でも他人様を幸せにするには、常に自分自身を磨き上げていなければ

無理です。職員の皆さんは、業務上必要な知識の吸収や、各種の研修などに本気で取り組んでください。職場外での趣味や知見を広める旅も、後で必ず業務に役立ちます。この1年度の仕事を、皆さん自身の手で、もっともっと創造的に、もっともっと挑戦的に、もっともっと楽しい時間に変えてください。市民の皆さんと一緒に、仙北市のまちづくりを進める担い手だと自覚してください。

※

さて先ごろ、国の研究機関が27年後の人口推計を発表しました。秋田県の落ち込み率は35%で全国トップ、仙北市は43%の減少と見込んでいます。そんな未来はイヤです。現実がそうならないよう、産業育成と雇用の増大、教育・子育て・医療環境の整備など、住みたくなるまちづくり対策を連打します。

27年後は突然やって来ません。推計された未来を変える挑戦を、今から静かに大胆に、思い切った実践しようではありませんか。

介護保険事務所からのお知らせ

介護

地域密着型サービス事業所の 公募および説明会について

◎公募の趣旨

大曲仙北広域市町村圏組合では、介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所の基盤整備を進めています。

本公募は、平成25・26年度に整備計画のある指定地域密着型サービスを公募するものです。

◎応募要件

- ①設置主体は法人であること。
- ②整備年度内に事業の開始が可能であること。
- ③介護保険法第78条の2第4項および第115条の12第2項各号に該当しないこと。

◎応募についての説明会

- 日時／5月15日（水）14時～
- 場所／大仙市役所 仙北支所3階 大会議室

※説明会に参加予定の場合は5月10日（金）17時まで期限厳守のうえ法人名、参加者名、電話番号、開設を希望する事業名、開設予定地、開設予定時期を明記し、左記宛にFAXでご連絡ください。

◆問合せ

・介護保険事務所 事業監査班
☎0187 (86) 3913
FAX 0187 (86) 3914
〒014-0805
大仙市高梨字田茂木10番地
大仙市役所仙北支所3階

◎公募する地域密着型サービス

事業の種類	整備年度	整備数
複合型サービス	平成25・26年度	1事業所以上
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	平成25・26年度	1事業所以上